

消費者相談の窓口をご存知ですか？

こんなことで困ったことはありませんか？

●悪質商法

○電話勧誘

必要のない商品をしつこく進める電話勧誘が確認されています。中には、一度の購入ではなく、定期購入で何度も料金を請求される場合もあります。

○訪問販売・訪問購入

家や布団の点検などを口実に、強引に高額な工事や商品を買取らせる業者がいます。また、「不用品を買取る」と言って訪問し、貴金属を強引に安く買取る業者も確認されています。

早く相談するほど、解決の可能性が高くなります。



●詐欺被害

○不当請求・架空請求

メールや郵送で身に覚えのない利用料金を請求されます。裁判手続きをちらつかせて不安にさせるケースもありますが、問い合わせ先に電話してしまうと、個人情報聞き出されて拡散されてしまうこともあります。

○ワンクリック請求

パソコンやスマートフォンに表示された広告やアダルトサイトの項目をクリックすることで、「入会登録されました」と表示され、高額な利用料金を請求されることがあります。

○投資詐欺

電話や郵送のパンフレットで「必ず儲かる」と株式を買わせようとします。別々の会社を装った複数の人間が口裏を合わせて騙そうとする劇場型と呼ばれる手口も確認されています。

○特殊詐欺

家族やその関係者を装った電話で、会社でのトラブルや交通事故の示談金の名目で現金を騙し取る手口や、還付金に必要な手続きを装って現金を騙し取る手口もあります。

高齢者だけでなく、若者も被害にあっています。



●製品トラブル

○リコール対象製品

国や製造会社が危険な製品と判断し、回収を呼び掛けています。

○製品事故

欠陥製品や不適切な使用によるケガや火災などの事故が発生することがあります。

少しでも危険だと思ったら、すぐに使用をやめましょう。



◎近隣の消費者相談専門機関

稚内市消費者センター（枝幸町と協定を結んでいます）

稚内市中央 4-16-2 稚内市保健福祉センター2階

受付時間：平日 10:00~16:00

どの窓口も相談無料です！

☎0162-23-4133

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3条西7 北海道庁別館西棟

☎011-271-1022

受付時間：平日 9:00~16:30

消費者ホットライン

☎188（イヤヤ！）

お近くの消費生活センターなどの相談窓口につながります。